

# 「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ四国ブロック会議」規約

(名称)

第1条 本会議は、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ四国ブロック会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会議は、荷主、元請事業者、下請事業者の協働により、トラック運送業における適正取引を推進するため、望ましい取引形態の普及、問題となる取引形態の防止等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、学識経験者、経済団体、荷主企業、貨物運送事業者団体、貨物運送事業者、労働組合、行政機関等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 会議には、委員の互選により議長を置く。
3. 議長は、議事その他の会務を統括する。
4. 議長に事故あるときは、議長が指名したものがその職務を代行する。

(会議及び活動事項)

第4条 会議は目的達成のため荷主との協働による次の活動を行う。

- (1) 燃料サーチャージ制の導入等健全な運賃水準確保に関すること
- (2) 安全運行の確保に関すること
- (3) 輸送効率の改善等生産性の向上に関すること
- (4) その他

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて事務局が召集する。

2. 事務局は必要に応じ、会議に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 会議の運営に関する事務は、四国運輸局自動車交通部貨物課及び四国トラック協会連合会が共同で行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成24年2月3日から施行する。